

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第186号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

デジタルマイ（端末施設 1 台目）	1, 540 円／月
デジタルマイ（端末施設 2 台目以降）	440 円／月
デジタルファミリー（端末施設 1 台目）	4, 180 円／月
デジタルファミリー（端末施設 2 台目）	2, 200 円／月
デジタルファミリー（端末施設 3 台目以降）	1, 760 円／月

」を

「

デジタルマイ（端末施設 1 台目）	1, 540 円／月
デジタルマイ（端末施設 2 台目以降）	440 円／月

」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 10 月 1 日から施行する。

(提案理由)

南九州ケーブルテレビネット株式会社がデジタルファミリー(多チャンネル)のサービス提供を令和9年9月末で終了することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。